令和９年度　地域こども体験学習事業業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

１　案件名称

令和９年度　地域こども体験学習事業業務委託

２　業務内容に関する事項

⑴　事業目的と概要

各地域でこどもの健全育成に関わる活動を行う大人（団体）が、こども向け体験学習プログラムを企画・運営できる体制を整え、地域が自らの力でこどもたちに体験学習の機会を提供できる状態を実現することを目的とする。そのため、こどもへの関わり方に関する知識・技術の習得や、こども向け体験学習プログラムの企画・運営手法を習得するための研修等を機会提供の担い手となる大人（団体）を対象に実施する。

併せて、こどもたちの心身の成長を促す体験学習の意義や重要性を市民に周知・啓発し、地域におけるこどもの健全育成にかかる気運の向上と活性化を図り、こどもたちの生きる力の育成につなげることを目的とする。

本事業の実施にあたっては、民間事業者が有する知識や経験、ノウハウを活かした優れた提案を受け、より質の高い事業の実施を図るため、広く企画提案を募集する。

⑵　業務内容

具体的内容については、別紙「令和９年度　地域こども体験学習事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと

⑶　契約上限額

金１５，０２２千円（消費税含む）

⑷　契約期間

令和９年４月１日（木）　～　令和10年３月31日（金）

⑸　履行場所

大阪市内

⑹　費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

３　契約に関する事項

⑴　契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び地域こども体験学習事業業務委託企画提案書（以下「企画提案書」という。）に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について賠償請求を行うことがある。

⑵　委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 再委託について

ア　令和９年度　地域こども体験学習事業業務委託契約書第16条第１項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

・地域でこども向け体験学習事業を行うための情報提供、助言・指導

・「研修＋実体験プログラム」の実施

・「啓発事業」の実施

・利用団体・講師との連絡調整

・事業効果の測定

イ　受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。

ウ　受託者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ　受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第２項及び第16条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

４　応募資格

(1) 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第１項第２号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

ウ　企画提案書提出時点において、大阪市競争入札参加停止措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

エ　令和７・８・９年度本市入札参加資格者名簿に登録種目「04：映画等制作・広告・催事、印刷－03：催事－01：総合イベントまたは02：イベント企画」、「13：その他代行－09：研修または26：その他」のいずれかで登録していること。

(2)　欠格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、委託事業のための選定を受けることができない。

ア　破産者で復権を得ない者

イ　役員に次の項目に該当する者がいる法人

・アに該当する者

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団員等

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

・公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ　民事再生法、会社更生法の適用を申請した、又は申請されるおそれのある法人

エ　宗教活動や政治活動を目的とした法人

オ　特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人

５　スケジュール

・公募開始 令和８年11月26日（木）

・質問受付締切　令和８年12月３日（木）

・質問に対する回答　令和８年12月11日（金）

・参加申請関係書類の提出日　令和８年12月16日（水）～18日（金）

・参加資格決定通知　令和８年12月25日（金）

・企画提案書の提出日　令和９年１月14日（木）～18日（月）

・選定結果通知　令和９年２月10日（水）【予定】

・契約締結・事業開始　令和９年４月１日（木）

・事業完了　令和10年３月31日（金）

６　応募手続き等に関する事項

(1)　質問の受付

ア　受付期間

公募開始日から令和８年12月３日（木）午後５時00分まで

イ　提出方法

「質問票（様式６）」に記載し、メール（送信先：fb0005@city.osaka.lg.jp）により提出し、メールの件名は、「質問：地域こども体験学習事業（事業者名）」とすること。

また、電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

ウ　回答

令和８年12月11日（金）までに大阪市こども青少年局のホームページに掲載し、個別には回答しない。
ただし、質問がない場合は掲載しない。

(2)　参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア　受付期間

令和８年12月16日（水）～18日（金）
いずれの日も午前９時30分から午後５時00分まで
（午後０時15分から午後１時00分は除く）
上記日程および時間以外は一切受け付けない。

イ　提出書類

以下のとおり。なお、様式１から３はＡ４版で大阪市こども青少年局ホームページからダウンロードすること。

(ｱ)　地域こども体験学習事業業務委託公募型企画提案参加申請書（様式１）
(ｲ)　地域こども体験学習事業業務委託公募型企画提案参加申請に係る誓約書（様式２）
(ｳ)　法人の概要（様式３）

ウ　提出部数

提出部数は正１部、副（写し）１部　合計２部とし、(ｱ)～(ｳ)のインデックスを貼付したものを提出すること。

エ　提出場所

大阪市こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
大阪市西区立売堀４丁目10番18号　大阪市阿波座センタービル３階

※　提出にあたっては、事前に電話連絡（連絡先：０６－６６８４－９５７３）により日時を調整のうえ持参すること。なお、郵送・ＦＡＸによる受付は行わない。

オ　参加資格決定通知

令和８年12月25日（金）午後５時30分までに原則Ｅ－ｍａｉｌにより通知する。

(3)　企画提案書の提出

ア　企画提案書等の様式は大阪市こども青少年局ホームページからダウンロードし、「企画提案書の作成について」を熟読の上作成すること。

イ　提出書類

(ｱ)　地域こども体験学習事業業務委託企画提案書（様式４）
(ｲ)　価格提案書（様式５）

ウ　受付期間

令和９年１月 14 日（木）、15 日（金）、18 日（月）
いずれの日も午前９時30分から午後５時00分まで
（午後０時15分から午後１時00分は除く）
上記日程および時間以外は一切受け付けない。

エ　提出部数

正１部、副（写し）１部、審査用７部　合計９部

それぞれ綴じて提出すること。なお、審査用７部については、事業者名が推定できる内容（会社名、代表者氏名、ロゴマーク等）をマスキング（黒塗り）し、インデックスを貼付したものを提出すること。

また、提出書類のデータを電子媒体（ＤＶＤ－Ｒ等）にコピーしたもの（１枚）も併せて提出すること。（使用ソフトは、マイクロソフトWord、ExcelまたはPowerPointとする。）

オ　提出場所

大阪市こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

大阪市西区立売堀４丁目 10 番 18 号　大阪市阿波座センタービル３階

※　提出にあたっては、事前に電話連絡（連絡先：０６－６６８４－９５７３）により日時を調整のうえ持参すること。なお、郵送・ＦＡＸによる受付は行わない。

7　選定に関する事項

(1)　選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	配点
事業実施にあたっての基本的な考え方	
現在の大阪市のこどもを取り巻く環境への理解があるか、また、本事業実施の基本的な考え方について理解しているか	10
事業の実施計画及び内容について	
・地域でこども向け体験学習を行うための情報提供・助言・指導 ・「研修＋実体験プログラム」の実施 ・「啓発事業」の実施 ・利用団体・講師との連絡調整 ・事業効果の測定 ・広報	
事業実施計画及び内容が総合的に優れているか	60
事業スケジュールの実現性は高いか	
プログラム等の事業回数は適切であるか	
各事業のアイデアは優れているか	
体験プログラムの内容が優れているか	
「事業効果の測定」方法は適切か	
「広報」の方法が効果的であるか	
事業実施体制について	
事業実施のための運営体制や職員配置、管理責任者の専門能力は評価できるか、またスタッフの研修計画は適切か	10
安全管理、緊急時の対応、個人情報の保護及び管理について適切であるか	
団体の実績、専門性など	
実施団体のこれまでの実績や専門性は評価できるか	10
実施団体として他機関等と協力する手法やネットワークを持っているか	
費用積算根拠の妥当性等	
価格提案書の費目別積算根拠の内容は妥当性がある内容であるか	10

(2)　選定方法

ア　本企画提案の審査については、地域こども体験学習事業委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ　選定会議委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ　プレゼンテーション

(ｱ)　開催日時　　令和９年２月１日（月）（予定）

(ｲ)　場所　　大阪市阿波座センタービル（大阪市西区立売堀４丁目10番18号）

(ｳ)　内容・方法　　別途参加申請者に対し連絡する

エ　審査における要求水準は60％とし、すべての事業者が要求水準（60％）を満たさない場合は、受託者として選定しない。

オ　審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、提案金額の低い方により決定する。

カ　応募者が１者の場合も、本公募は実施するものとし、審査の結果、要求水準（60％以上）を満たす場合は受託者として選定する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(3)　失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ　提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4)　選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

８　その他

(1)　提案に要する費用、条件等

ア　企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ　採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ　すべての企画提案書は返却しない。

エ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ　申請書等の内容に不明な点がある場合は、別途、申請者にヒアリングを行うことがある。また、必要があると認めたときは、申請者に追加書類の提出及び提案内容の説明を求めることがある。

カ　期限後の提出、差し替え等は本市が指示する場合以外は認めない。

キ　参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ク　本委託事業で生じる成果物の所有権、著作権については、大阪市に帰属する。

(2) 特記事項

本事業の実施は、令和９年度の本事業の予算が成立することが前提であり、予算不成立の場合は実施しないものとし、契約締結は、令和９年度の本事業の予算が発効した時以降とする。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒550-0012　大阪市西区立売堀４丁目 10 番 18 号
大阪市阿波座センタービル３階
大阪市こども青少年局企画部青少年課（放課後事業ｸﾞﾙｰﾌﾟ）
電　話：０６－６６８４－９５７３
メール:fb0005@city.osaka.lg.jp